

都市計画手続きの流れ

市では都市計画に関する説明会やパブリックコメント、オープンハウス等を通じて、いただいたご意見を整理するとともに、都市計画案を取りまとめました。

つきましては、都市計画法第17条に基づき縦覧します。市民の皆さまは、都市計画案について市に意見書を提出することができます。

今後は、皆さまからのご意見を踏まえ、都市計画審議会での審議を経て、都市計画決定に向けた手続きを進めていきます。

都市計画に関する説明会 令和7年1月24日、25日

国立都市計画土地区画整理事業
矢川上土地区画整理事業（廃止）

国立都市計画
用途地域の変更
国立都市計画
防火地域及び準防火地域の変更

国立都市計画地区計画
矢川上地区地区計画の決定

公告・縦覧及び意見書の提出

国立都市計画地区計画
矢川上地区地区計画の決定

縦覧期間：令和7年1月27日～2月10日
意見書提出期間：令和7年1月27日～2月17日

都市計画に関するパブリックコメント 令和7年3月21日～4月10日

都市計画に関するオープンハウス 令和7年4月25日、26日

意見に基づく修正等

都市計画案の縦覧及び意見書の提出

令和8年10月16日～10月30日

都市計画審議会による審議

都市計画決定

～お問い合わせ～

国立市 都市整備部 南部地域まちづくり課 計画整備係 担当：鈴木・白井

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

TEL：042-576-2111（内線：372） FAX：042-576-0264

E-mail：sec_nanbuseibi@city.kunitachi.lg.jp

まちづくりニュース

矢川上地区のまちづくりに関する都市計画案の 縦覧及び意見書提出ができます

矢川上地区では、まちづくり勉強会や市職員による戸別訪問等を行いながら、「土地区画整理事業の廃止」、「地区計画の決定」、「用途地域の変更」および「準防火地域の変更」の検討を進めてきました。

このたび、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、都市計画案を取りまとめました。

つきましては、都市計画法第17条に基づき縦覧します。

市民の皆さまは、都市計画案について市に意見書を提出することができます。



対象地区

都市計画案の縦覧及び意見書の提出について

< 縦覧する都市計画案 >

国立都市計画土地区画整理事業 矢川上土地区画整理事業（廃止）

国立都市計画用途地域の変更

国立都市計画防火地域及び準防火地域の変更

国立都市計画地区計画 矢川上地区地区計画の決定

縦覧期間：令和8年10月16日(金)から10月30日(金)まで（土・日曜を除く）

縦覧時間：午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所：国立市役所 都市計画課 都市計画係(市役所3階)

※縦覧期間中に市ホームページでもご覧いただけます。

意見書提出期間：令和8年10月16日(金)から10月30日(金)まで

提出方法：都市計画案の名称、氏名、住所、電話番号、都市計画案に関する意見を記載(様式自由)のうえ、都市計画課への直接持参、郵送(当日消印有効)またはメール(sec_toshikei@city.kunitachi.lg.jp)にて提出できます。



(市ホームページ)

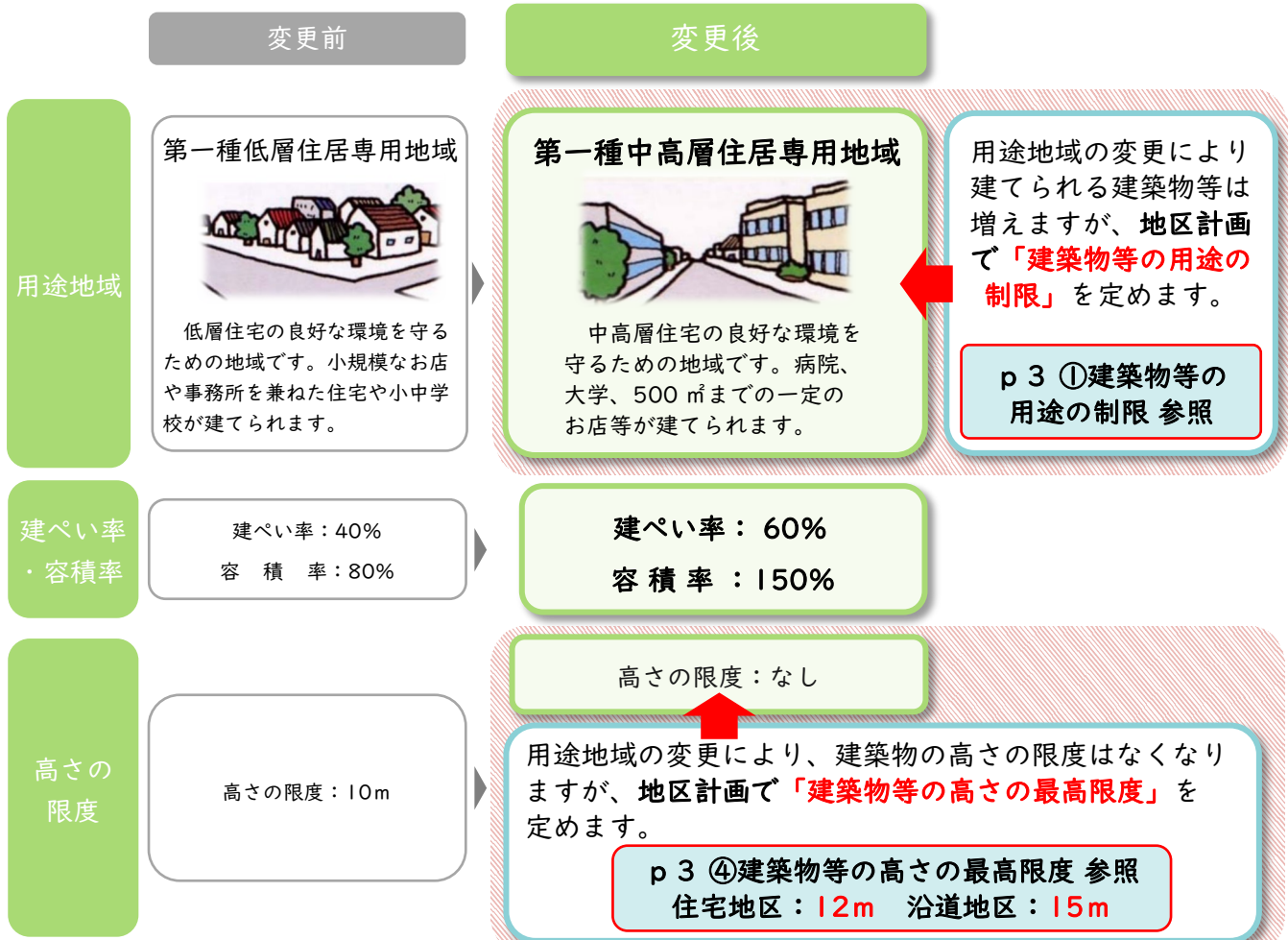
都市計画案の概要

国立都市計画土地区画整理事業 矢川上土地区画整理事業（廃止）

矢川上地区では、住宅地及び大学・短期大学等、長期間のうちに市街化が進み、住宅建設に伴う道路整備等により市街地に必要な基盤が整っていることから、矢川上土地区画整理事業の都市計画を廃止します。

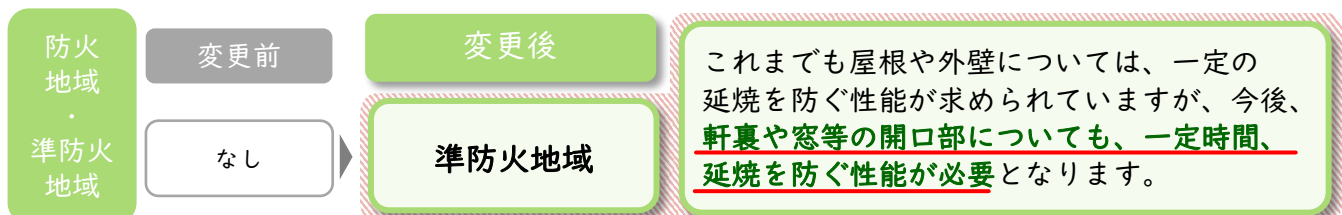
国立都市計画 用途地域の変更

国立市都市計画マスタープランで定めた矢川上地区を含む富士見台地域が目指す将来像の実現に向けて、地域の特性や土地利用の状況に応じた用途地域への変更を行います。



国立都市計画 防火地域及び準防火地域の変更

建築物の不燃化を促進し、市街地の防災性の向上を図り、安心安全のまちづくりを推進するため、新たに準防火地域を指定します。



国立都市計画地区計画 矢川上地区地区計画の決定

地区計画の目標

緑豊かでゆとりある住環境の形成を促進するとともに、市街地の安全性の向上を図り、大学と地域が交流する楽しく住み続けられるまちづくりを通じて、災害に強い、安心安全な地域づくりの実現を目標とします。

土地利用の方針

沿道地区

都市計画道路3・4・4号線沿道の立地を活かし、後背地の居住環境に配慮しつつ、一定の商業・業務機能と住宅が調和した住宅地の形成を図る。

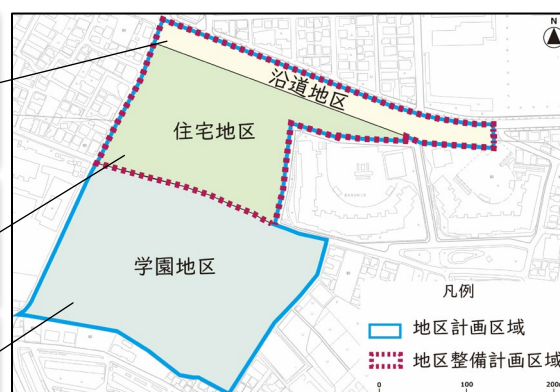
住宅地区

周辺環境と調和し、防災性が高く、安心安全に暮らせる緑豊かなゆとりある住宅地の形成を図る。

学園地区

周辺の居住環境と調和した緑豊かな学園地区の形成を図る。

地区の区分



地区整備計画

①建築物等の用途の制限

建物の使い方を定めます

住宅地区	沿道地区
住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舍、下宿、学校、老人ホ ーム、保育所、福祉ホーム、 診療所、巡査派出所 等	-

②建築物の敷地面積の最低限度

敷地の最低面積を定めます

住宅地区	沿道地区
<u>110 m²</u>	-

③壁面の位置の制限・壁面後退区域に おける工作物の設置の制限

道路や隣地との距離を定めます

住宅地区	沿道地区
・道路境界まで <u>0.75m</u> 以上 ・隣地境界まで <u>0.5m</u> 以上 ・角地は <u>隅切り</u> （隅切りは工作物設置不可）	

④建築物等の高さの最高限度

建物の高さを定めます

住宅地区	沿道地区
<u>12m</u>	<u>15m</u>

⑤建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限

建物の看板の色彩や形状を定めます

住宅地区	沿道地区
周辺の <u>景観に配慮した色調</u> とする	

⑥垣又はさくの構造の制限

垣やさくの構造を定めます

住宅地区	沿道地区
地面から <u>0.6m</u> を超える部分は <u>生垣</u> または <u>フェンス</u> とする	-